



法エール

Vol.60
H25.12.20



ご挨拶

11月30日付熊日朝刊の小中学生新聞「くまTOMO」欄に、森都心プラザのジュニアビジネススクールが紹介されています。このスクールの対象は、熊本市内の小学5・6年生と中学1・2年生で、新聞の記事には、今年の対象校である桜山中1年生の体験が掲載されています。そして、今回のゲスト・ティーチャーの中の1人として、私の体験談等を話す機会がありました。



会場に入ると、簡単な自己紹介等があり、グループに分かれて、仕事についての思い、何のために仕事をしているかについての話しをしました。その後、質疑応答がありました。

私は、今回のスクールで、主に3点のことを伝えました。一つは、仕事はお金を稼ぐためだけではなく、相手の役に立つことを意識することが大切だということ、二つ目は、お客様からの感謝の気持ちがお金を通して入ってくるということ、最後に、「欠点は宝」であり、自己の成長過程において必ず出てくる問題障害を克服し、人間的に成長するために欠点がある、といった松下幸之助翁の本を読んだ時に記述されていた話をしました。

スクールの最後に、数人の生徒が今回の企画の中で心に残った言葉を発表する場面があったのですが、その中の1人が、「欠点は宝」という言葉を掲げてくれました。私の話しを自分の体験の中に落とし込み、今後の成長課題として捉えた発表は大したものだと思います。そして、今回掲載された新聞記事には、その生徒さんの発表が写真付で紹介されています。私の名前も記事にしてあり、少し照れくさい感じもしましたが、これからの社会を担う生徒さんに少しは役に立ったのかなと思うと少し嬉しい気持ちを抱きつつ、つたない話を真剣に聴いてくれたグループの生徒さんにも感謝したいと思いました。



企業の持続性のためにも、若い力は不可欠です。論語には、「後世畏るべし。いづくんぞ来者の今に如かざるを知らんや」（青年はあなどってはいけない。将来彼らが今の我々に及ばないと誰が言い得ようか）とあります。若い芽を育み、実り多き人生をおくる環境を提供していくことが大切であると改めて思いました。

さて、12月に入り、少し気忙しさを感じるようになりましたが、1年の締めくくりを迎える月をどうぞ大過なくお過ごしいただければと存じます。

今年最後の法エールを発行するにあたり今年一年お世話になったことの御礼を申し上げるとともに来年が希望の一年となることを祈念致したいと思います。

それでは、今月号もよろしく申し上げます。

代表社員 大島 隆広



会社の組織再編について（3回目）

10月からは3回シリーズで、会社の組織再編に関する大まかな手続きの流れについてご紹介しています。先月は合併の手続きの流れでした。そこで、今回は、会社の部門や営業の一部を他の会社に承継させる吸収分割手続きをご紹介します。

吸収分割の手続きとは、例えば、ある会社（ここではA社とします。）が不動産業、飲食店業、福祉事業の3種類の業種を扱っていたとします。A社はこのうちの一つの業種である、飲食店業を別の会社（ここではB社とします。）に譲りたいと考えたとします。そこで、A社とB社は飲食店業に関する権利義務を譲り渡す契約を結びます。これを吸収分割契約といいます。権利義務を譲り渡すということは、債権（貸金・売掛など）や債務（借金・買掛など）をA社からB社へ引き継がせるということです。ただし、あくまでこの例では飲食店営業に関する売掛金・什器備品・仕入品等であり、その他の不動産業や福祉事業に関するものは含みません。

この手続の中でも、組織変更や合併の手続きと同様に、官報への公告掲載の手続きを経なければなりませんし、知れたる債権者（金融機関・リース会社・買掛金のある取引先など）には個別に吸収分割の通知をしなければなりません。そのため、手続にかかる期間にはご注意ください。この通知により、債権者から何かしらのお問い合わせがあることも多いです。できることならば、特に金融機関などは事前に吸収分割手続きをすることをご相談されておくことをお勧めします。

吸収分割手続きの流れ

1. 吸収分割契約書の作成、同契約の締結

効力発生日等の内容の決定

2. 株主総会で吸収分割について承認決議

債権者保護手続きと並行して吸収分割の承認

3. 債権者保護手続(官報公告及び現存する債権者への個別の通知)

公告及び通知から1カ月の異議申し出期間

4. 吸収分割契約で定めた効力発生日到来

効力発生の後に登記申請

5. 吸収分割の登記申請

登記申請から完了まで約1週間

6. 登記手続き完了

手続き開始から完了まで最短で約2カ月ほど

司法書士日記



毎年のことではありますが、「今年は痩せるぞ!」と目標を立て早数年……。達成できたとはとても言い難い月日を過ごしてきました。

数年前からじわじわ～と体重が増加し、持っている洋服もなとな～くキツくなった気もする……。でも、気のせい気のせい……。とごまかしてきました。しかし、今年は周囲の心温かな方々(?)から、「あれ、ちょっと太った?」と言われること多数。事実なので否定することもできず、「そうなんですよ～」と敗北宣言のように自白。まだそれくらいならいいものの、数年前からお仕事でお付き合いさせていただいている方からは、「あなた今これだけ太っているけど、あなたにも痩せてた時期があったんだよ～(笑)」と直球を投げられる始末。

よく、「ぼっちゃり系女子は好感度が高い」と言われますが、その理由としては、ぼっちゃりだけど表情は明るく元気で健康的に見えるからだそうです。そこがただ単に「太っている」と「ぼっちゃり」の大きな差……?

よし、来年の目標は健康的なぼっちゃり系女子にしよう!!と、もう痩せることから逃げている私がいるのでした。

司法書士 山崎 順子

お知らせ

~寄り添う支援で笑顔ふたたび~

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

~命の絆・大切に、輝く命・永遠に~

当法人は「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

(近経ファーム内)

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355



当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

龍田事務所 〒861-8006

熊本市北区龍田3丁目32番18号

TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799

清水事務所 〒861-8066

熊本市北区清水亀井町16番11号

TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044

薄場事務所 〒861-4131

熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内

TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710

健軍事務所 〒861-2106

熊本市東区東野1丁目1番12号

TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355